住民税（町・県民税）についてのお知らせ

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

6月10日に住民税の納税通知書を発送します。

そこで、例年お問い合わせの多い質問にお答えするとともに、公的年金からの住民税の特別徴収制度についてお知らせします。

住民税Q&A

Q1 私は昨年退職して、現在も働いていません。それなのに今年も住民税の納税通知書が届いたのですが？

A1 住民税は翌年度課税の制度となっており、1月1日から12月31日までの所得に対して翌年に課税されます。そのため、現在働いていなくても納税通知書が届く場合があります。

Q2 私は平成23年2月に寄居町からA市に転出したのですが、6月になって住民税の納税通知書が寄居町から届きました。これは間違いですか？

A2 間違いではありません。住民税は1月1日に住民登録のある市区町村が課税をすることになっています。ご質問のようにA市に転出をしていても、1月1日現在、寄居町に居住していれば、平成23年度の住民税は寄居町に納めていただくことになります。逆にA市から住民税の納税通知書が届くことはありません。

Q3 扶養の範囲内で働いているのに、住民税の納税通知書が届いたのですが？

A3 寄居町の住民税は、所得が28万円（給与収入で93万円）を超えると課税されます。したがって、年間の所得が38万円（給与収入で103万円）以下で、所得税の配偶者控除や扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でも住民税については課税される場合があります。

Q4 私は会社員です。住民税の納税通知書が自宅に届いたのですが、給与からの天引きにしてもらえませんか？

A4 普通徴収（納付書による納付）から特別徴収（給与からの天引き）に切り替えるには「特別徴収への切替申請書」を勤務先から税務課あてに提出していただく必要があります。勤務先の経理・給与担当の方にご相談ください。なお、普通徴収は年4回（6月、8月、10月、12月）の納期ですが、特別徴収は12回（6月から翌年5月まで）、給与から天引きとなりますので1回あたりの納税額が小さくなります（年税額に変わりはありません）。

公的年金からの住民税の特別徴収制度について

対象となる方

平成23年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、退職年金等を受給している方（介護保険料の特別徴収と同様）です。

対象となる税額

公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。

※給与所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給与から特別徴収されます。

徴収方法

次の表を参照してください。

なお、公的年金以外の所得にかかる住民税については、従来どおりの方法（給与からの特別徴収や納付書による普通徴収）により納付をお願いします。

特別徴収2年目以降の方

上半期の年金支給月（4月・6月・8月）は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。

下半期の年金支給月（10月・12月・2月）は、年税額から上半期の仮徴収額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の下半期分の額の3分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

特別徴収初年度の方

特別徴収が始まる年度は、上半期分を普通徴収（納付書により支払う方法）で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別徴収で納めていただきます。

徴収方法	普通徴収（納付書）		特別徴収（天引き）		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業が始まりました

町では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの公費接種を開始しました。

予防接種を活用して健康管理に役立てましょう。

対象／ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンとも、2カ月以上5歳未満の乳幼児

手続き／接種を希望する保護者の方は、保健福祉総合センターで「接種券」の交付を受けてください。随時交付しているほか、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査の際も申し出により交付します。交付の手続きには、母子手帳が必要となります。

※接種日現在、寄居町に住所を有することが要件となります。他市町村へ転出した場合は、その市町村の制度に基づく接種（公費助成）となりますので、転出先の市町村へお問い合わせください。

※接種券の交付を受けた方は、町の契約医療機関へ事前に予約をし、接種券・健康保険証・母子手帳を必ず持参して個別接種を受けてください。

接種費用の償還払い（補助金申請）制度について

町の契約医療機関以外で接種をした場合、その予防接種費用を公費で補助するものです。

対象／平成23年4月1日以後にワクチン接種を受け、接種日現在寄居町に在住する、2カ月以上5歳未満の乳幼児の保護者

補助金の申請／接種後3カ月以内に、接種者の保護者が保健福祉総合センターへ申請してください。なお、申請は接種ごとにしてください。

持参するもの／①領収書、②認印、③母子手帳・接種済証など接種の事実が確認できるもの、④通帳など、口座番号・名義人のわかるもの

補助金額／ヒブワクチン 1回につき8,400円を上限として接種にかかった費用　小児用肺炎球菌ワクチン 1回につき10,800円を上限として接種にかかった費用

子宮頸がん予防ワクチン接種についても償還払い（補助金申請）を実施しています。

子宮頸がん予防ワクチンは、急速な需要の増大に対応できず、出荷の制限等がされています。このため、7月過ぎまではワクチン不足で予約がとれない可能性がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、ワクチン流通についての情報は、本誌や町公式ホームページ等でお知らせしていきます。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

8月までは農薬危害防止運動期間です！農薬は適正に使用し、事故を防止しましょう

状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょう。

やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。

農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲にとどめましょう。また、無風や風が弱いとき、早朝に行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。

事前に十分な周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬などを、あらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板などで十分伝えましょう。

近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。

また、散布中や散布後も看板やコーンを配置して、散布区域に関係者以外の人が立ち入らないようにしましょう。

問い合わせ／県保健医療部薬務課薬物対策担当（☎048・830・3633）、県農林部農産物安全課農薬・植物防疫担当（☎048・830・4053）、または熊谷保健所（☎523・2811）へ。